



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目 次 (*については県法規集掲載事項)

○ 公安委員会規則

*5 和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則

○ 告示

272 生活保護法による指定施術機関の廃止

(福祉保健総務課)

273 生活保護法による施術機関の指定(")

274 貸金業の業務の停止 (商工労働総務課)

275 " (")

276 " (")

277 貸金業の登録の取消し (")

278 紀北地域森林計画の変更 (林業振興課)

279 紀中地域森林計画の変更 (")

280 紀南地域森林計画の変更 (")

281 保安林の指定施行要件変更予定 (森林整備課)

282 行政処分の公開による聴聞 (資源管理課)

283 建設業法による経営規模等評価の申請の時期及び方法等 (技術調査課)

284 道路の区域変更 (道路保全課)

285 " (")

286 新道路の供用開始等 (")

287 建築協定の認可 (都市政策課)

○ 選挙管理委員会告示

*15 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の
50分の1の数等

○ 公告

開発行為の工事の完了 (都市政策課)

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第5号

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 17 年 3 月 11 日

和歌山県公安委員会委員長 大 岡 淳 人

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察署組織規則(昭和 32 年和歌山県公安委員会規則第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 及び第 4 条の 2 中「警備連絡所」を「警察官連絡所」に改める。

別表第 1 和歌山県和歌山西警察署の部舟津町交番(和歌山市舟津町四丁目)の項を次のように改める。

舟津町交番 (和歌山市舟津町四丁目)	和歌山市のうち
	葵町、今福四丁目、今福五丁目、北田辺丁、砂山南二丁目、砂山南三丁目、砂山南四丁目、築港一丁目、築港二丁目、築港三丁目、築港四丁目、築港五丁目、築港六丁目、出口甲賀丁、出口新端ノ丁、出口中ノ丁、出口端ノ丁、土佐町一丁目、土佐町二丁目、土佐町三丁目、西小二里三丁目、西長町三丁目、西長町四丁目、西浜の一部、舟津町一丁目、舟津町二丁目、舟津町三丁目、舟津町四丁目、湊の一部、湊御殿一丁目、湊御殿二丁目、湊御殿三丁目、湊通丁北四丁目、湊通丁南四丁目、南田辺丁

別表第 1 和歌山県和歌山西警察署の築港交番(和歌山市築港六丁目)の項を削り、同表和歌山県有田警察署の部下津幹部交番(海草郡下津町大字下津 515 番地の 1)の款加茂郷交番(海草郡下津町大字黒田)の項中「加茂郷交番」を「加茂郷警察官駐在所」に改め、同表和歌山県御坊警察署の部由良交番(日高郡由良町大字里)の項を削り、同部玄子警察官駐在所(日高郡川辺町大字早藤)の項及び江川警察官駐在所(日高郡川辺町大字江川)の項中「川辺町」を「日高川町」に改め、同部古井警察官駐在所(日高郡印南町大字古井)の項の次に次のように加える。

由良警察官駐在所 (日高郡由良町大字里)	由良町のうち
	網代、阿戸、衣奈、江ノ駒、小引、里、中、畑、三尾川、門前

別表第 1 和歌山県御坊警察署の部中津警察官駐在所(日高郡中津村大字高津尾)の項及び美山警察官駐在所(日高郡美山村大字川原河)の項を次のように改める。

中津警察官駐在所 (日高郡日高川町大字高津尾)	日高川町のうち
	姉子、老星、大又、上田原、小釜本、佐井、坂野川、下田原、高津尾、高津尾川、田尻、西原、原日浦、船津、三佐、三十井川、三十木
美山警察官駐在所 (日高郡日高川町大字川原河)	日高川町のうち
	浅間、愛川、弥谷、初湯川、皆瀬、上初湯川、上越方、川原河、串本、熊野川、寒川、滝頭

別表第 1 和歌山県田辺警察署の部大浜交番(田辺市上屋敷町)の項を次のように改める。

大浜交番 (田辺市上屋敷町)	田辺市のうち 磯間、上の山一丁目、上の山二丁目、江川、扇ヶ浜、学園、片町、上屋敷一丁目、上屋敷二丁目、上屋敷三丁目、新屋敷町、末広町、天神崎、中屋敷町、東山一丁目、東山二丁目、古尾、神子浜一丁目、神子浜二丁目、湊の一部、目良、元町、文里一丁目、文里二丁目
-------------------	--

別表第 1 和歌山県田辺警察署の部東本町交番(田辺市湊)の項を削り、同表和歌山県白浜警察署の部湯崎交番(西牟婁郡白浜町)の項及び日置交番(西牟婁郡日置川町大字日置)の項を削り、同部椿警察官駐在所(西牟婁郡白浜町椿)の項の次に次のように加える。

日置警察官駐在所 (西牟婁郡日置川町大字日置)	日置川町のうち 日置の一部
----------------------------	------------------

別表第 1 和歌山県串本警察署の部署所在地受持(西牟婁郡串本町串本)の項、潮岬警察官駐在所(西牟婁郡串本町潮岬)の項、田並警察官駐在所(西牟婁郡串本町田並)の項、和深警察官駐在所(西牟婁郡串本町和深)の項及び大島警察官駐在所(西牟婁郡串本町大島)の項中「西牟婁郡」を「東牟婁郡」に改め、同部古座幹部交番(東牟婁郡古座町西向 854 番地の 3)の款中「古座町」を「串本町」に改める。

別表第 2 中「警備連絡所」を「警察官連絡所」に改め、同表和歌山県和歌山東警察署の項及び和歌山県和歌山北警察署の項を削り、同表に次のように加える。

和歌山県和歌山西警察署	築港警察官連絡所	和歌山市築港
和歌山県白浜警察署	湯崎警察官連絡所	西牟婁郡白浜町

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 和歌山県御坊警察署の部玄子警察官駐在所の項の改正規定、江川警察官駐在所の項の改正規定、中津警察官駐在所の項の改正規定及び美山警察官駐在所の項の改正規定は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

告 示

和歌山県告示第 272 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により指定した施術機関から廃止の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 17 年 3 月 11 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
那 柔 38-15	上住整骨院	那賀郡岩出町清水 487-1	平成 16.10.31
東 柔 2-57	山本接骨院	東牟婁郡古座町西向 247-1	平成 17.2.28

和歌山県告示第 273 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により施術機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 17 年 3 月 11 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
那 柔 40-16	上住整骨院	那賀郡岩出町清水 487-1	平成 16.11.1

和歌山県告示第 274 号

次の貸金業者に対して貸金業の規制等に関する法律(昭和 58 年法律第 32 号)第 36 条の規定により、平成 17 年 3 月 3 日から平成 17 年 5 月 1 日までの間の 60 日間、貸金業の業務(弁済の受領及び債権の保全行為に関する業務を除く。)を停止する(ただし、停止期間中に貸金業務取扱主任者研修修了証書の提出があれば、停止期間を当該提出日までに短縮する。)ことを、平成 17 年 2 月 28 日に命じたので、同法第 41 条の規定により公告する。

平成 17 年 3 月 11 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 商号又は名称 萩元金融
- 2 氏名 萩元梢
- 3 主たる営業所又は事務所の所在地 東牟婁郡那智勝浦町 天満 755 番地の 2
- 4 登録番号 和歌山県知事(3)第 01170 号
- 5 登録年月日 平成 15 年 7 月 16 日

和歌山県告示第 275 号

次の貸金業者に対して貸金業の規制等に関する法律(昭和 58 年法律第 32 号)第 36 条の規定により、平成 17 年 3 月 3 日から平成 17 年 4 月 11 日までの間の 40 日間、貸金業の業務(弁済の受領及び債権の保全行為に関する業務を除く。)を停止する(ただし、停止期間中に貸金業務取扱主任者研修修了証書の提出があれば、停止期間を当該提出日までに短縮する。)ことを、平成 17 年 2 月 28 日に命じたので、同法第

41 条の規定により公告する。

平成 17 年 3 月 11 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 商号又は名称 榎本金融
- 2 氏名 榎本尊志
- 3 主たる営業所又は事務所の所在地 東牟婁郡那智勝浦町
宇久井 498 番地 1
- 4 登録番号 和歌山県知事（1）第 01328 号
- 5 登録年月日 平成 14 年 4 月 11 日

和歌山県告示第 276 号

次の貸金業者に対して貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）第 36 条の規定により、平成 17 年 3 月 3 日から平成 17 年 5 月 1 日までの間の 60 日間、貸金業の業務（弁済の受領及び債権の保全行為に関する業務を除く。）を停止する（ただし、停止期間中に貸金業務取扱主任者研修修了証書の提出があれば、停止期間を当該提出日までに短縮する。）ことを、平成 17 年 2 月 28 日に命じたので、同法第 41 条の規定により公告する。

平成 17 年 3 月 11 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 商号又は名称 イチマス商事
- 2 氏名 武田美喜枝
- 3 主たる営業所又は事務所の所在地 田辺市湊 1187 番地
- 4 登録番号 和歌山県知事（1）第 01362 号
- 5 登録年月日 平成 15 年 6 月 25 日

和歌山県告示第 277 号

貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）第 37 条第 1 項の規定により、次の者について貸金業の登録を取り消したので、同法第 41 条の規定により公告する。

平成 17 年 3 月 11 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 商号又は名称 キノシタ
- 2 氏名 木下年明
- 3 主たる営業所又は事務所の所在地 和歌山市鳴神 1053 番地の 1
- 4 登録番号 和歌山県知事（1）第 01363 号
- 5 登録年月日 平成 15 年 7 月 4 日
- 6 行政処分の年月日 平成 17 年 3 月 3 日
- 7 行政処分の内容 登録の取消し
- 8 行政処分の理由 貸金業の規制等に関する法律第 37 条第 1 項第 1 号に該当するため。

和歌山県告示第 278 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 4 項の規定に基づき紀北地域森林計画を変更したので別紙のとおり公表する。

なお、別紙は、和歌山県農林水産部緑の雇用推進局林業振興課、海草振興局農林水産振興部林務課、那賀振興局農林水産振興部林務課及び伊都振興局農林水産振興部林務課に備え付け、縦覧に供する。

平成 17 年 3 月 11 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県告示第 279 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 4 項の規定に基づき紀中地域森林計画を変更したので別紙のとおり公表する。

なお、別紙は、和歌山県農林水産部緑の雇用推進局林業振興課、有田振興局農林水産振興部林務課及び日高振興局農林水産振興部林務課に備え付け、縦覧に供する。

平成 17 年 3 月 11 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県告示第 280 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 4 項の規定に基づき紀南地域森林計画を変更したので別紙のとおり公表する。

なお、別紙は、和歌山県農林水産部緑の雇用推進局林業振興課、西牟婁振興局農林水産振興部林務課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課に備え付け、縦覧に供する。

平成 17 年 3 月 11 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県告示第 281 号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成 17 年 3 月 11 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡印南町大字川又字唐尾 486 の 1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立

木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第 282 号

和歌山県漁業調整規則（昭和 40 年和歌山県規則第 15 号）第 49 条第 1 項の規定に基づく行政処分について、同条第 3 項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成 17 年 3 月 11 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 日時 平成 17 年 3 月 18 日（金）午前 10 時から
- 2 場所 和歌山市小松原通一丁目 1 番地
和歌山県庁 D 会議室
- 3 被聴聞者
 - (1) 氏名 北野好数
 - (2) 住所 有田市初島町浜 1769-1
 - (3) 漁業許可 無
 - (4) 許可番号 無
 - (5) 使用船舶 漁船第 10 徳栄丸（WK3-20298）

和歌山県告示第 283 号

建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号。以下「規則」という。）第 19 条の 6 第 1 項及び第 21 条の 2 第 1 項の規定により、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 27 条の 23 及び法第 27 条の 26 の規定による経営規模等評価の申請及び法第 27 条の 29 の規定による総合評価値の請求の時期及び方法等を定めたので公示する。

平成 17 年 3 月 11 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 申請の時期及び方法

(1) 申請の時期

日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く午前 9 時から午後 5 時までのうち、(2) のイにより知事が指定した日時とする。

(2) 申請の方法

ア 経営規模等評価の申請及び総合評価値の請求をしようとする者は、あらかじめ郵便往復はがきを主たる営業所を管轄する振興局建設部に送付する。

イ 知事は、郵便往復はがき到着後、申請日時及び場所等を指定し、通知する。

ウ 郵送による申請の受付は行わないので、2 の申請書類等を知事が指定した場所へ持参すること。

2 申請書類

(1) 申請書及び添付書類

ア 規則別記様式第 25 号の 11 による経営規模等評価申請書及び総合評価値請求書

イ 規則別記様式第 2 号の 2 による工事経歴書

ウ 規則別記様式第 25 号の 10 による経営状況分析結果通知書（総合評価値の請求を申請する場合）

エ その他別に定める添付書類

(2) 提示書類

別に定める提示書類

3 経営規模等評価及び総合評価値通知手数料

(1) 手数料

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和 22 年和歌山県条例第 28 号）別表第 2 第 19 項第 4 号及び第 5 号に規定する経営規模等評価及び総合評価値の通知手数料の額

(2) 納付方法

和歌山県証紙を審査手数料証紙貼付書にはりつける。

4 経営規模等評価の結果及び総合評価値の通知

経営規模等評価結果通知書及び総合評価値通知書を申請者あて郵便により送付する。

5 再審査の方法

(1) 経営規模等評価の結果について異議ある申請者は、当該経営規模等評価の結果の通知を受けた日から 30 日以内に、次に掲げる書類を知事に提出して、再審査を申し立てることができる。

なお、総合評価値の請求を行っていた申請者については、再審査においても総合評価値を通知することとし、総合評価値の請求に係る手数料は納めないこととする。

ア 当該経営規模等評価結果通知書及び総合評価値通知書の写し

イ 規則別記様式第 25 条の 11 による経営規模等評価再審査申立書

ウ 2 に掲げる書類のうち異議のある審査項目を確認するために必要な書類

(2) 経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る。）が改正された場合において、当該改正前の評価方法に基づく経営規模等評価の通知を受けた申請者は、当該経営規模等評価の結果の通知を受けた日から 120 日以内に、次に掲げる書類を知事に提出して再審査を申し立てることができる。

なお、総合評定値の請求を行っていた申請者については、再審査においても総合評定値を通知することとし、総合評定値の請求に係る手数料は納めないこととする。

ア 当該経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

イ 規則別記様式第 25 条の 11 による経営規模等評価再審査申立書

6 その他

詳細については、和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課建設業班に問い合わせること。

和歌山県告示第 284 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から 30 日間一般の縦覧に供する。

平成 17 年 3 月 11 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 あけぼの広角線

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 員 延 幅 メートル	長 備 メートル	考
新宮市王子町 3 丁目 5152 番 119 地先から同市新宮字広角 2461 番 1 地先まで	旧	4.70 } 30.90	2,530.00	
同上	新	4.70 } 30.90	2,530.00	
新宮市王子町 3 丁目 5152 番 119 地先から同市新宮字大 2304 番 5 地内まで	新	16.30 } 102.90	1,198.90	

和歌山県告示第 285 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から 30 日間一般の縦覧に供する。

平成 17 年 3 月 11 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 御坊湯浅線

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 員 延 幅 メートル	長 備 メートル	考 メートル
日高郡由良町大字三尾川字浦中 9 30 番地先から同町大字三尾川字内代 720 番 27 地先まで	旧	3.00 } 8.00	690.00	
同上	新	3.00 } 8.00	690.00	
同上	新	10.00 } 54.00	353.00	三尾川橋 102.00

和歌山県告示第 286 号

平成 17 年和歌山県告示第 285 号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成 17 年 3 月 11 日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成 17 年 3 月 11 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県告示第 287 号

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 73 条第 1 項の規定により、南海橋本林間田園都市・あやの台二丁目第一地区建築協定を平成 17 年 3 月 1 日認可したので、同条第 2 項の規定により公告する。

なお、協定書及び関係図書は、橋本市役所に備えおいて縦覧に供する。

平成 17 年 3 月 11 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第 15 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)の規定による条例の制定又は改廃の請求及び監査の請求並びに議会の解散の請求、知事の解職の請求、副知事、出納長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求及び議会の議員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)の規定による教育委員会の委員の解職の請求に必要な連署の数を次のとおり告示する。

平成 16 年和歌山県選挙管理委員会告示第 165 号(地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

等)は廃止する。

平成 17 年 3 月 11 日

和歌山県選挙管理委員会委員長 北 村 亮 三

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項の規定による条例の制定又は改廃の請求及び同法第 75 条第 1 項の規定による監査の請求における連署について必要な選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

17,338 人

- 2 地方自治法第 76 条第 1 項の規定による議会の解散の請求、同法第 81 条第 1 項の規定による知事の解職の請求及び同法第 86 条第 1 項の規定による副知事、出納長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項の規定による教育委員会の委員の解職の請求における連署について必要な選挙権を有する者の総数の 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数

211,147 人

- 3 地方自治法第 80 条第 1 項の規定による議会の議員の解職の請求における連署について必要な所属選挙区の選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

和歌山市選挙区	105,057 人
海南市選挙区	12,684 人
橋本市選挙区	14,411 人
有田市選挙区	9,022 人
御坊市選挙区	7,274 人
田辺市選挙区	18,765 人
新宮市選挙区	8,788 人
海草郡選挙区	7,484 人
那賀郡選挙区	31,722 人
伊都郡選挙区	12,740 人
有田郡選挙区	14,096 人
日高郡選挙区	17,337 人
西牟婁郡選挙区	18,693 人
東牟婁郡選挙区	10,892 人

公 告

公 告

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成 17 年 3 月 11 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

開発区域又は 工区に含まれ る地域の名称	海南市小野田字中谷 620 番の一部、621 番、622 番、623 番、624 番、626 番、627 番、631 番、633 番、637 番、638 番、639 番、640 番、641 番、字高倉 1676 番の一部、1677 番 2 の一部
許可を受けた 者の住所及び 氏名	海草郡野上町下佐々 1865 番地の 2 株式会社 ヒロカワファニチャー 代表取締役 広川務